

北海道農政部長 殿

農林水産省農村振興局整備部防災課長

被災した管水路における災害復旧事業計画概要書等の作成及び査定について

地震により地盤の沈下、隆起や水平移動等の変形に起因し、管水路に被害が発生する場合があるが、管水路の被害は、地表面の状況や明瞭な漏水等の外見からしか被害を判断できないため、災害発生後の被害調査の段階で被災箇所や延長を全て把握することが困難である。

このため、管水路の災害復旧事業における災害復旧計画概要書等の作成及び査定は、下記のとおり取り扱うこととしたので通知する。

なお、このことについて、北海道内の市町村等に周知願いたい。

記

1 対象施設
農業用管水路

2 災害復旧事業計画概要書等の作成における取扱い

管水路の漏水等を確認する試験（以下「通水試験」という。）は、復旧工事の技術管理として必要なものであり、これに必要な費用は工事費に計上することができる。

この費用を計上する場合は「農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件」（昭和43年農林省告示第1487号）の災害復旧事業計画概要書（災害復旧事業補助計画概要書）の復旧工事計画の欄に通水試験と試験に必要な延長を記載する。

また、通水試験により新たな被災箇所が確認された場合において、必要な追加の復旧工事を計画変更で処理できるように、添付図面には、一箇所工事として取り扱うことが可能な区間を被災延長として記載し、この区間内に復旧延長及び不可視延長をそれぞれ記載する。

3 査定における取扱い

調査官は、災害復旧事業計画概要書等に通水試験及び不可視区間が記載されている場合には「農地農業用施設災害復旧事業査定要領」（昭和40年9月10日付け40農地D第1128号農地局長通知）の様式第1「査定票」に条件付きの査定として以下を記載するものとする。

[記載内容]

通水試験により、不可視区間で新たな当該災害による被災の事実が確認され、追加工事が必要となった場合は、計画変更（重要変更）するものとする。

以上

東北農政局農村振興部長 殿

農村振興局整備部防災課長

被災した管水路における災害復旧事業計画概要書等の作成及び査定について

地震により地盤の沈下、隆起や水平移動等の変形に起因し、管水路に被害が発生する場合があるが、管水路の被害は、地表面の状況や明瞭な漏水等の外見からしか被害を判断できないため、災害発生後の被害調査の段階で被災箇所や延長を全て把握することが困難である。

このため、管水路の災害復旧事業における災害復旧計画概要書等の作成及び査定は、下記のとおり取り扱うこととしたので通知する。

なお、貴局管内の各県に対して、貴職からこの旨を通知するとともに各県内の市町村等に周知するよう依頼願いたい。

記

1 対象施設
農業用管水路

2 災害復旧事業計画概要書等の作成における取扱い

管水路の漏水等を確認する試験（以下「通水試験」という。）は、復旧工事の技術管理として必要なものであり、これに必要な費用は工事費に計上することができる。

この費用を計上する場合は「農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件」（昭和43年農林省告示第1487号）の災害復旧事業計画概要書（災害復旧事業補助計画概要書）の復旧工事計画の欄に通水試験と試験に必要な延長を記載する。

また、通水試験により新たな被災箇所が確認された場合において、必要な追加の復旧工事を計画変更で処理できるように、添付図面には、一箇所工事として取り扱うことが可能な区間を被災延長として記載し、この区間内に復旧延長及び不可視延長をそれぞれ記載する。

3 査定における取扱い

調査官は、災害復旧事業計画概要書等に通水試験及び不可視区間が記載されている場合には「農地農業用施設災害復旧事業査定要領」（昭和40年9月10日付け40農地D第1128号農地局長通知）の様式第1「査定票」に条件付きの査定として以下を記載するものとする。

[記載内容]

通水試験により、不可視区間で新たな当該災害による被災の事実が確認され、追加工事が必要となった場合は、計画変更（重要変更）するものとする。

以上

北陸農政局農村振興部長 殿

農村振興局整備部防災課長

被災した管水路における災害復旧事業計画概要書等の作成及び査定について

地震により地盤の沈下、隆起や水平移動等の変形に起因し、管水路に被害が発生する場合があるが、管水路の被害は、地表面の状況や明瞭な漏水等の外見からしか被害を判断できないため、災害発生後の被害調査の段階で被災箇所や延長を全て把握することが困難である。

このため、管水路の災害復旧事業における災害復旧計画概要書等の作成及び査定は、下記のとおり取り扱うこととしたので通知する。

なお、貴局管内の各県に対して、貴職からこの旨を通知するとともに各県内の市町村等に周知するよう依頼願いたい。

記

1 対象施設
農業用管水路

2 災害復旧事業計画概要書等の作成における取扱い

管水路の漏水等を確認する試験（以下「通水試験」という。）は、復旧工事の技術管理として必要なものであり、これに必要な費用は工事費に計上することができる。

この費用を計上する場合は「農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件」（昭和43年農林省告示第1487号）の災害復旧事業計画概要書（災害復旧事業補助計画概要書）の復旧工事計画の欄に通水試験と試験に必要な延長を記載する。

また、通水試験により新たな被災箇所が確認された場合において、必要な追加の復旧工事を計画変更で処理できるように、添付図面には、一箇所工事として取り扱うことが可能な区間を被災延長として記載し、この区間内に復旧延長及び不可視延長をそれぞれ記載する。

3 査定における取扱い

調査官は、災害復旧事業計画概要書等に通水試験及び不可視区間が記載されている場合には「農地農業用施設災害復旧事業査定要領」（昭和40年9月10日付け40農地D第1128号農地局長通知）の様式第1「査定票」に条件付きの査定として以下を記載するものとする。

[記載内容]

通水試験により、不可視区間で新たな当該災害による被災の事実が確認され、追加工事が必要となった場合は、計画変更（重要変更）するものとする。

以上

関東農政局農村振興部長 殿

農村振興局整備部防災課長

被災した管水路における災害復旧事業計画概要書等の作成及び査定について

地震により地盤の沈下、隆起や水平移動等の変形に起因し、管水路に被害が発生する場合があるが、管水路の被害は、地表面の状況や明瞭な漏水等の外見からしか被害を判断できないため、災害発生後の被害調査の段階で被災箇所や延長を全て把握することが困難である。

このため、管水路の災害復旧事業における災害復旧計画概要書等の作成及び査定は、下記のとおり取り扱うこととしたので通知する。

なお、貴局管内の各都県に対して、貴職からこの旨を通知するとともに各都県内の市町村等に周知するよう依頼願いたい。

記

1 対象施設
農業用管水路

2 災害復旧事業計画概要書等の作成における取扱い

管水路の漏水等を確認する試験（以下「通水試験」という。）は、復旧工事の技術管理として必要なものであり、これに必要な費用は工事費に計上することができる。

この費用を計上する場合は「農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件」（昭和43年農林省告示第1487号）の災害復旧事業計画概要書（災害復旧事業補助計画概要書）の復旧工事計画の欄に通水試験と試験に必要な延長を記載する。

また、通水試験により新たな被災箇所が確認された場合において、必要な追加の復旧工事を計画変更で処理できるように、添付図面には、一箇所工事として取り扱うことが可能な区間を被災延長として記載し、この区間内に復旧延長及び不可視延長をそれぞれ記載する。

3 査定における取扱い

調査官は、災害復旧事業計画概要書等に通水試験及び不可視区間が記載されている場合には「農地農業用施設災害復旧事業査定要領」（昭和40年9月10日付け40農地D第1128号農地局長通知）の様式第1「査定票」に条件付きの査定として以下を記載するものとする。

[記載内容]

通水試験により、不可視区間で新たな当該災害による被災の事実が確認され、追加工事が必要となった場合は、計画変更（重要変更）するものとする。

以上

東海農政局農村振興部長 殿

農村振興局整備部防災課長

被災した管水路における災害復旧事業計画概要書等の作成及び査定について

地震により地盤の沈下、隆起や水平移動等の変形に起因し、管水路に被害が発生する場合があるが、管水路の被害は、地表面の状況や明瞭な漏水等の外見からしか被害を判断できないため、災害発生後の被害調査の段階で被災箇所や延長を全て把握することが困難である。

このため、管水路の災害復旧事業における災害復旧計画概要書等の作成及び査定は、下記のとおり取り扱うこととしたので通知する。

なお、貴局管内の各県に対して、貴職からこの旨を通知するとともに各県内の市町村等に周知するよう依頼願いたい。

記

1 対象施設
農業用管水路

2 災害復旧事業計画概要書等の作成における取扱い

管水路の漏水等を確認する試験（以下「通水試験」という。）は、復旧工事の技術管理として必要なものであり、これに必要な費用は工事費に計上することができる。

この費用を計上する場合は「農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件」（昭和43年農林省告示第1487号）の災害復旧事業計画概要書（災害復旧事業補助計画概要書）の復旧工事計画の欄に通水試験と試験に必要な延長を記載する。

また、通水試験により新たな被災箇所が確認された場合において、必要な追加の復旧工事を計画変更で処理できるように、添付図面には、一箇所工事として取り扱うことが可能な区間を被災延長として記載し、この区間内に復旧延長及び不可視延長をそれぞれ記載する。

3 査定における取扱い

調査官は、災害復旧事業計画概要書等に通水試験及び不可視区間が記載されている場合には「農地農業用施設災害復旧事業査定要領」（昭和40年9月10日付け40農地D第1128号農地局長通知）の様式第1「査定票」に条件付きの査定として以下を記載するものとする。

[記載内容]

通水試験により、不可視区間で新たな当該災害による被災の事実が確認され、追加工事が必要となった場合は、計画変更（重要変更）するものとする。

以上

近畿農政局農村振興部長 殿

農村振興局整備部防災課長

被災した管水路における災害復旧事業計画概要書等の作成及び査定について

地震により地盤の沈下、隆起や水平移動等の変形に起因し、管水路に被害が発生する場合があるが、管水路の被害は、地表面の状況や明瞭な漏水等の外見からしか被害を判断できないため、災害発生後の被害調査の段階で被災箇所や延長を全て把握することが困難である。

このため、管水路の災害復旧事業における災害復旧計画概要書等の作成及び査定は、下記のとおり取り扱うこととしたので通知する。

なお、貴局管内の各府県に対して、貴職からこの旨を通知するとともに各府県内の市町村等に周知するよう依頼願いたい。

記

1 対象施設
農業用管水路

2 災害復旧事業計画概要書等の作成における取扱い

管水路の漏水等を確認する試験（以下「通水試験」という。）は、復旧工事の技術管理として必要なものであり、これに必要な費用は工事費に計上することができる。

この費用を計上する場合は「農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件」（昭和43年農林省告示第1487号）の災害復旧事業計画概要書（災害復旧事業補助計画概要書）の復旧工事計画の欄に通水試験と試験に必要な延長を記載する。

また、通水試験により新たな被災箇所が確認された場合において、必要な追加の復旧工事を計画変更で処理できるように、添付図面には、一箇所工事として取り扱うことが可能な区間を被災延長として記載し、この区間内に復旧延長及び不可視延長をそれぞれ記載する。

3 査定における取扱い

調査官は、災害復旧事業計画概要書等に通水試験及び不可視区間が記載されている場合には「農地農業用施設災害復旧事業査定要領」（昭和40年9月10日付け40農地D第1128号農地局長通知）の様式第1「査定票」に条件付きの査定として以下を記載するものとする。

[記載内容]

通水試験により、不可視区間で新たな当該災害による被災の事実が確認され、追加工事が必要となった場合は、計画変更（重要変更）するものとする。

以上

中国四国農政局農村振興部長 殿

農村振興局整備部防災課長

被災した管水路における災害復旧事業計画概要書等の作成及び査定について

地震により地盤の沈下、隆起や水平移動等の変形に起因し、管水路に被害が発生する場合があるが、管水路の被害は、地表面の状況や明瞭な漏水等の外見からしか被害を判断できないため、災害発生後の被害調査の段階で被災箇所や延長を全て把握することが困難である。

このため、管水路の災害復旧事業における災害復旧計画概要書等の作成及び査定は、下記のとおり取り扱うこととしたので通知する。

なお、貴局管内の各県に対して、貴職からこの旨を通知するとともに各県内の市町村等に周知するよう依頼願いたい。

記

1 対象施設
農業用管水路

2 災害復旧事業計画概要書等の作成における取扱い

管水路の漏水等を確認する試験（以下「通水試験」という。）は、復旧工事の技術管理として必要なものであり、これに必要な費用は工事費に計上することができる。

この費用を計上する場合は「農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件」（昭和43年農林省告示第1487号）の災害復旧事業計画概要書（災害復旧事業補助計画概要書）の復旧工事計画の欄に通水試験と試験に必要な延長を記載する。

また、通水試験により新たな被災箇所が確認された場合において、必要な追加の復旧工事を計画変更で処理できるように、添付図面には、一箇所工事として取り扱うことが可能な区間を被災延長として記載し、この区間内に復旧延長及び不可視延長をそれぞれ記載する。

3 査定における取扱い

調査官は、災害復旧事業計画概要書等に通水試験及び不可視区間が記載されている場合には「農地農業用施設災害復旧事業査定要領」（昭和40年9月10日付け40農地D第1128号農地局長通知）の様式第1「査定票」に条件付きの査定として以下を記載するものとする。

[記載内容]

通水試験により、不可視区間で新たな当該災害による被災の事実が確認され、追加工事が必要となった場合は、計画変更（重要変更）するものとする。

以上

九州農政局農村振興部長 殿

農村振興局整備部防災課長

被災した管水路における災害復旧事業計画概要書等の作成及び査定について

地震により地盤の沈下、隆起や水平移動等の変形に起因し、管水路に被害が発生する場合があるが、管水路の被害は、地表面の状況や明瞭な漏水等の外見からしか被害を判断できないため、災害発生後の被害調査の段階で被災箇所や延長を全て把握することが困難である。

このため、管水路の災害復旧事業における災害復旧計画概要書等の作成及び査定は、下記のとおり取り扱うこととしたので通知する。

なお、貴局管内の各県に対して、貴職からこの旨を通知するとともに各県内の市町村等に周知するよう依頼願いたい。

記

1 対象施設
農業用管水路

2 災害復旧事業計画概要書等の作成における取扱い

管水路の漏水等を確認する試験（以下「通水試験」という。）は、復旧工事の技術管理として必要なものであり、これに必要な費用は工事費に計上することができる。

この費用を計上する場合は「農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件」（昭和43年農林省告示第1487号）の災害復旧事業計画概要書（災害復旧事業補助計画概要書）の復旧工事計画の欄に通水試験と試験に必要な延長を記載する。

また、通水試験により新たな被災箇所が確認された場合において、必要な追加の復旧工事を計画変更で処理できるように、添付図面には、一箇所工事として取り扱うことが可能な区間を被災延長として記載し、この区間内に復旧延長及び不可視延長をそれぞれ記載する。

3 査定における取扱い

調査官は、災害復旧事業計画概要書等に通水試験及び不可視区間が記載されている場合には「農地農業用施設災害復旧事業査定要領」（昭和40年9月10日付け40農地D第1128号農地局長通知）の様式第1「査定票」に条件付きの査定として以下を記載するものとする。

[記載内容]

通水試験により、不可視区間で新たな当該災害による被災の事実が確認され、追加工事が必要となった場合は、計画変更（重要変更）するものとする。

以上

内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 殿

農林水産省農村振興局整備部防災課長

被災した管水路における災害復旧事業計画概要書等の作成及び査定について

地震により地盤の沈下、隆起や水平移動等の変形に起因し、管水路に被害が発生する場合があるが、管水路の被害は、地表面の状況や明瞭な漏水等の外見からしか被害を判断できないため、災害発生後の被害調査の段階で被災箇所や延長を全て把握することが困難である。

このため、管水路の災害復旧事業における災害復旧計画概要書等の作成及び査定は、下記のとおり取り扱うこととしたので通知する。

なお、沖縄県に対して、貴職からこの旨を通知するとともに沖縄県内の市町村等に周知するよう依頼願いたい。

記

1 対象施設
農業用管水路

2 災害復旧事業計画概要書等の作成における取扱い

管水路の漏水等を確認する試験（以下「通水試験」という。）は、復旧工事の技術管理として必要なものであり、これに必要な費用は工事費に計上することができる。

この費用を計上する場合は「農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件」（昭和43年農林省告示第1487号）の災害復旧事業計画概要書（災害復旧事業補助計画概要書）の復旧工事計画の欄に通水試験と試験に必要な延長を記載する。

また、通水試験により新たな被災箇所が確認された場合において、必要な追加の復旧工事を計画変更で処理できるように、添付図面には、一箇所工事として取り扱うことが可能な区間を被災延長として記載し、この区間内に復旧延長及び不可視延長をそれぞれ記載する。

3 査定における取扱い

調査官は、災害復旧事業計画概要書等に通水試験及び不可視区間が記載されている場合には「農地農業用施設災害復旧事業査定要領」（昭和40年9月10日付け40農地D第1128号農地局長通知）の様式第1「査定票」に条件付きの査定として以下を記載するものとする。

[記載内容]

通水試験により、不可視区間で新たな当該災害による被災の事実が確認され、追加工事が必要となった場合は、計画変更（重要変更）するものとする。

以上